

広島県告示第四百九十六号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十四年五月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団慶寿会 千代田中央病院	山県郡北広島町有田一一 九二	平成二七年五月二三日	更新
医療法人社団もみの 木会 大朝ふるさと 病院	山県郡北広島町新庄二一 四七番地一	平成二七年五月二三日	更新
大倉医院	三次市南畑敷町二二七番 地一	平成二七年五月二三日	更新
新谷整形外科医院	広島市安佐北区落合南七 丁目四番二二号	平成二七年五月二三日	更新
藤井病院	広島市中区舟入本町一四 番六号	平成二七年五月二三日	更新